

自治会長への出席依頼の会議等が多すぎる

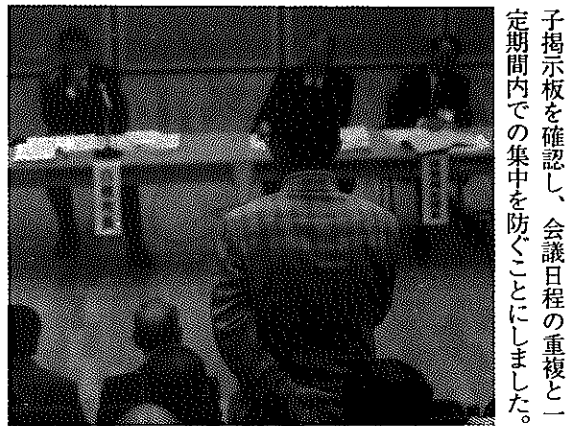
質問

市主催の会議等ですが、会社を一日、半日休暇をいただくのが難しい状況ですので、少し会議の回数を考えてもらいたいのですが。

答 弁 (市長)

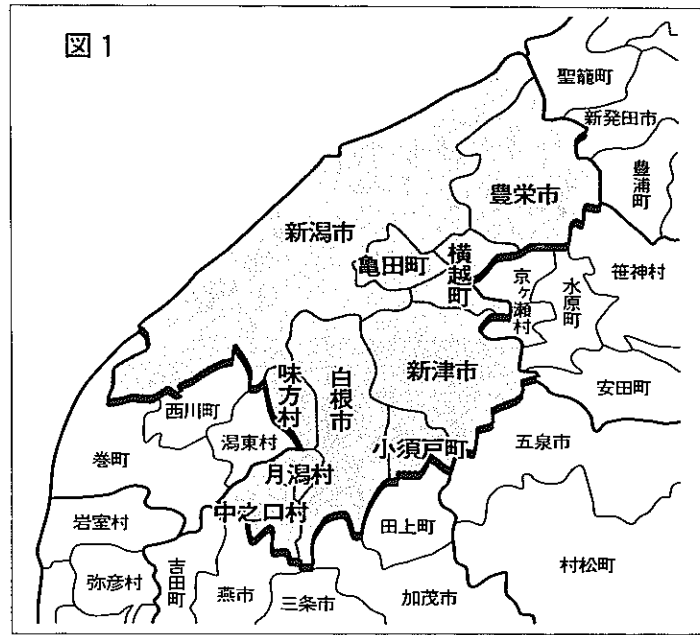
十分心して今後対応いたします。

※検討した結果、自治会長に出席依頼する会議を、庁内の電子掲示板に登録することとし、会議を計画するときはこの電



子掲示板を確認し、会議日程の重複と一定期間内の集中を防ぐことになりました。

市町村の合併パターン



合併後の規模

平成12年国勢調査人口	750,575人
面積	565.09km ²

市町村合併問題について

質問

最後に合併を決定するのは市長が議会の議決するののか、それともどこかの市町村のような、住民投票を取り入れられる考えがあるのかお聞かせください。

答 弁 (市長)

市町村合併問題は、今日的課題、大変大きいものがあります。それらを踏まえて、私はこの政令指定都市(※1)という形での合併(図1)を、提案させていただきました。これにつきましても大変大きな問題が山積しています。また、合併しない場合でも、大きな課題を抱えて、この厳しい時代を生きていくことになりました。日本海側の拠点都市、田園型政令指定都市を目指そうとしています。その場合には、区制が設けられることになりました。この場合の区は、東京二十三区の特別区とは違います。従って、公選によって選ばれた区長並びに区議会議員が、置かれるようなものではありません。区長は置かれますが、事務吏員すなわち職員ということになります。

で、今お願いを申し上げています任意の合併協議会、いわゆる協議の場を設けていただいで、論議を深めていきたいと考えています。

最終的には、議会で合併の議決が必要となります。なお、住民投票についても、議会の議決が必要です。いずれにしても、議会のご理解を賜らなければならぬと思います。それにつきましても、今後の経過の中で、また慎重に考えさせていただきます。

質問

まず政令指定都市になった場合、広報にも出ていますけれども、区制(※2)が設けられるようですが、新潟市の場合も政令指定都市になった場合、区制を設けられるのかどうか、また地域の審議会(※3)を作った、住民の声を反映していくということですが、この地域審議会というものが

のが議会に相当するものなのでしょうか。この地域審議会というのは、選挙をして選ばれるのか、あるいは行政の方で選ばれるのか、この点についてもお伺いしたいと思っています。

最後に、現在白根地区では、住居表示(※4)が実施されている所と、まだそうでない所があります。そこを新たに実施してほしいといっても、面積の関係でできないという問題があります。しかし、合併して政令指定都市になりますと、住居表示は住民が要望する区域が狭くてもできるのかお聞かせください。

答 弁 (企画財政課長)

まず政令指定都市については、区制が設けられます。人口の要件につきましても、本来では五十万人で良いわけなのですが、現在のところ約八十万人以上でなければ難しいということになっています。

要するに現在の政令指定都市が、要件の基準になってますので、それが今回は七十万人まで下げて(※5)、平成十七年の三月までに合併すれば、政令指定都市になれる要件を満たすことになりました。日本海側の拠点都市、田園型政令指定都市を目指そうとしています。その場合には、区制が設けられることになりました。この場合の区は、東京二十三区の特別区とは違います。従って、公選によって選ばれた区長並びに区議会議員が、置かれるようなものではありません。区長は置かれますが、事務吏員すなわち職員ということになります。

せるか協議しなければなりません。地域審議会については、公選によって選ばれるのかということですが、これはそういう制度ではございません。ただこの地域審議会を設けるかどうかについても、合併協議会の中で検討していくことになりました。

従って合併したことによって、少しの辺が不便になったのではないかと、あるいはこれをこうした方がいいたいのではないか、といった議論の場が必要だろうということ、旧市町村単位の中にこの地域審議会をできるだけ設置するように、白根市としてもやはり要請をしていく必要があると思います。

最後に、住居表示は今と同じなのか、それとも政令指定都市になった場合、もっと緩和されるのかということですが、現在と同じと考えていただいた方がよろしいかと思っています。

※2 区の設置って何?

政令指定都市になると、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区には「区役所」が開設されます。

区の具体的な事務内容は、政令指定都市がそれぞれの判断で決めることになります。

既存の政令指定都市では、窓口業務や保健福祉業務など日常生活に密着した事務などが行われます。

また、区には選挙管理委員会が置かれ、市議会議員選挙や県議会議員選挙は、区ごとに議員の定数を定めて選挙が実施されます。

※3 地域審議会って何?

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させる目的で設けられた制度です。

審議会を設置するかどうかは、合併協議会で決めることになります。

設置する場合は、合併前の旧市町村のそれぞれの区域を単位として設置されます。

合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受けたり、必要に応じて長に対して意見を述べたりすることができます。

※4 住居表示って何?

町の境界を分かりやすく区切り、建物に順序よく番号を付け、住所の表し方を従来の番地方式から街区符号と住居番号による方式に改めることです。

例 白根市大字白根〇〇〇番地
↓ 住居表示実施後
白根市 魚町〇番〇号

※5 今回は70万人まで下げてとは?

国による市町村合併プランの中では、「大規模な合併が行われ、かつ市と都道府県の要望がある場合」は、この要件を緩和するとしており、指定要件を人口70万人まで引き下げる方針であるといわれています。

※6 小区役所制って何?

戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険などの日常的・定型的な窓口業務を中心に行われます。

大区役所制って何?

小区役所制の業務に福祉、土木、建築などを加え、幅広く所管することになります。